平成二十一年政令第三十号

標準的な官職を定める政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	職制上の標準的な官職
一　二の項から三十の項までに掲げる職務以外の職務	一　法律の規定に基づき内閣に審議官の次官置かれる各機関、内閣の統轄の官房令で下に行政事務を定めるもつかさどる機関の、内閣として置かれる法制次長各機関及び内閣、内閣府の所轄の下に置の事務次かれる機関並び官、デジに会計検査院タル審議（以下「行政機官、国家関」という。）行政組織のうち、次号か法（昭和ら第七号までに二十三年掲げる部局又は法律第百機関等を除いたもの	一　内閣事務官房令で定める所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき内閣法制局に置かれる部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する内閣官房組織令第四条の三第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、国家公務員法第二十条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階	二　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき内閣法制局に置かれる部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する内閣官房組織令第四条の三第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、国家公務員法第二十条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階	二　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第三項に規定する所長、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき内閣法制局に置かれる部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する内閣官房組織令第四条の三第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、国家公務員法第二十条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階	三　内閣官房組織令第四条の三第一項に規定する内閣衛星情報センターの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、国家公務員法第二十条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階	四　内閣参事官、内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長、国家公務員法第二十条第一項に規定する部長、人事院の事務総局に置かれる審議官及び会計検査院の事務総局に置かれる審議官の属する職制上の段階

人事院の事務総局の局に置かれる課長及び会計検査院の事務総局の局に置かれる課長の属する職制上の段階	五　前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長	六　第四課長号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	補佐	七　課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階
					係長

	二　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条、第二号に掲げる部宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関、人事院の事務総局に置かれる公務員研修所並びに農林水産技術会議の事務局（内閣官房令で定める部局又は機関に限る。）の長の属する職制上の段階	九　この号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	八　前号に規定する官職の属する職制上の段階	係員	三　国土地理院（支所を除く。）
		十　前号この号に掲げる項第二欄の三欄に掲げる職制上の段階より下位の職号の下位の職制上の段階として内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	十一　国土地理院の長の属する職制上の段階	院長	土地理院

	四　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又はに掲げる政令で定める管部局又は轄区域が一の都機関等府県の区域を超（以下え又は道の区域「部等設であり、及び部置広域管が置かれ、又は轄機関」政令の規定によりという。）当該地方支分部局の長を助け、当該地方支分部局の事務を整理する官職が置等設置広かれるものに限域管轄機る。）、沖縄総合関の部長事務局、地方更及び部等生保護委員会、設置広域北海道開発局、管轄機関航空交通管制部の長を助け、部等設置広域本部（これらの管轄機関地方支分部局の事務を所掌事務を分掌する地方支分部局の官職の属局（内閣官房令する職制で定めるものを除く。）を除く	十二　前号に掲げる項第三欄の段階より下位の二号の段階第十職制上の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	十三　この号に掲げる項第二欄の三欄に掲げる職制上の段階より下位の職号の下位の職制上の段階として内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	局長	十四　部部長
					部局の事務を整理する官職が置等設置広域管轄機関の部長の属する職制上の段階

	十五　部課長等設置広域管轄機関の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	十六　部課長等設置広補佐域管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第十八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	十七　部係長等設置広域管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	十八　前号に規定	係員

		五　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又はに掲げる政令で定める管轄区域が一の都道府県の区域を超え又は道の区域（以下「広域管轄機関」という。）であり、及び広域管轄機関が置かれず、かつ、政令の規定により当該地方支分部局の長を助け、当該地方支分部局の事務を整理する官職を置かれないも助け、広域管轄機関の長をのに限る。）及び宮内庁の京都事務所並びに人事院の事務総局の地方事務局、公正取引委員会の事務総局の地方事務所、中央労働委員会の事務局の地方事務所及び地方海難審判所（次号の分掌する内閣官房令で定める部局又は機関等を除く。）	十九　こ所長	次長	課長
階	制上の段階	属する職制上の段階	上の段階	制上の段階	補佐
する官職の指揮監督を受ける官職の				二十二　広域管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第	課長

				六　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又は号に掲げる政令で定める管轄区域が一の都道府県の区域であるものに限り、「都府県運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の所掌事務を分掌する内部組織を除く。）、公安調査事務所、北海道		
二十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	二十三　広域管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	二十五　この項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等の長の属する職制上の段階	二十六　所長	部長	
二十七　都府県管轄機関の内閣府令又は各省の内閣府令で所要の地方支分部局であって、部が置かれる地方支分部局の長の属する職制上の段階	課長	二十八　課長補佐	二十九　都府県管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	三十　前係員		
農政事務所、沖縄気象台及び地方気象台並びに職制上の段階	課長	二十八　課長補佐	二十九　都府県管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第三十号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	三十　前係員		

				二　警察職員の行う事務、公安調査に公安調査庁及び官の行う事務、検察事務官若しくはに海上保安庁検察技官の行う事務、海上保安官若しくは海上保安官補の行う事務（警備救難に関するもの）、入国警備官の行う事務又は麻薬取締官の行う事務をつかさどる官職の		
七　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（前三号に掲げるものを除く。）及び沖縄総合事務局の事務所並びに国土地理院の支所				一　警察庁並び庁長官及び公安調査庁長官（次号から第八の属する職制上の段階に掲げる部局	一　警察長官	二　警察局長
三十一　この項第三欄内閣官房令で定める職制上の段階				十一　内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定めるその標準的な官職		
				法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十条第一項に規定する局長及び公安調査庁の次長の属する職制上の段階	三　警察部長	法第二十

			職務（五の項から十一の項まで、十五の項及び十七の項に掲げる職務を除く。）
条第三項に規定する部長、公安調査庁の部長及び最高検察庁の事務局の長の属する職制上の段階			
四　警察課長法第二十六条第二項に規定する課長、公安調査庁の課長及び最高検察庁の事務局の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	五　前号室長に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	六　第四課長又は前号補佐に規定する官職を補佐し、次号又は第八号に規定する官職の	

				二　矯正収容施設
つかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	七　課の係長所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	八　前号係員に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	九　矯正所長収容施設の長の属する職制上の段階	十　前号この項に掲げる職制上の三欄第十段階より第十位の職号の下の段階内閣官房令で定めるもの

					三　地方出入国在留管理局、公安調査局、地方厚生局及び地方厚生支局並びに部局又は管区海上保安本機関等部（これらの所掌事務を分掌する地方支分部局轄公安機関「広域管」という。）の（その所掌事務長の属すに管区警察局を除く。）並び内閣官房令で定を分掌し、所要める部局又は機の地に置かれ、関等を除く。）及び高等検察庁
十一　こ局長の官職の属する職制上の段階	十二　広部長域管轄公安機関の部長の属する職制上の段階	十三　広課長域管轄公安機関の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	十四　広課長域管轄公安機関の長を補佐し、次号又は第十六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階		

十五　広係長域管轄公安機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	十六　前係員号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	十七　こ所長在留管理局の支局、公安調査事務所及び地方麻薬取締支所（これらの所掌事務を分掌する地方支分部局を除く「都府県部及び北海道警察情報通信部の長の属（これらの所掌する職制事務を分掌し、所要の地に置かれ、内閣官房令府県管轄で定める部局又は機関等を除くの長を助け、都府検察庁	十八　都次長安機関の事務を整理する官職の属する職制上の段階	十九　都課長府県管轄	

五　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（前二号に					公安機関の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階
二十三　内閣官房令で定める職制上の段階	二十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	二十一　都府県管轄公安機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	二十　都府県管轄補佐公安機関の課の長を補佐し、次号又は第二十二号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階		
この項第三欄第二	係員	係長			

掲げるものを除く。）並びに管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（前二号の内閣官房令で定める部局又は機関等に限る。）並びに区検察庁			六　警察大学校、科学警察研究所及び皇宮警察本部（皇宮警察学校を除く。）		
十三　内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	二十四　警察大学校の長の属する職制上の段階	二十五　前号に掲げる職制上の段階より下位十五号の職制上の段階と内閣官房令で定めるもの			
		この項第三欄第二	所長		

	七　皇宮警察学校				八　管区警察学校
	二十六　皇宮警察学校の長の属する職制上の段階	二十七　前号に掲げる職制上の段階より下位十七号の職制上の段階と内閣官房令で定めるもの		二十八　管区警察学校の長の属する職制上の段階	二十九　前号に掲げる職制上の段階より下位十号の職制上の段階と内閣官房令で定めるもの
的な官職	校長	この項第三欄第二十七号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職		校長	この項第三欄第二十九号の内閣官房令で定める

	九　都道府県警察（内閣官房令で定める部局又は機関等に限る。）		十　船舶
定めるもの	三十　内閣官房令で定める職制上の段階	三十一　内閣官房令で定める職制上の段階	
る職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	この項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	この項第三欄第十一号の内閣官房令で定める職	

	三　内国税の賦課若しくは徴収、酒類業の発達又は税理士業務の運営に関する事務をつかさどる官職の職務を除く。（四の項から十一の項まで、十五の項及び十七の項に掲げる職務を除く。）	一　国税庁及び国税不服審判所庁長官の号に掲げる部局又は機関等（次号から第五号に掲げる職務を除く。）	一　国税庁長官の属する制上の段階	制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二　国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長の属する職制上の段階	二　国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長の属する職制上の段階	三　国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長の属する職制上の段階	四　前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長

二　税務大学校	五　第三号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第七号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	六　課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	七　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	八　税務大学校の長の属する職制上の段階	九　前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの
	課長補佐	係長	係員	校長	この項第三欄第九号の内閣官房令で定める職制上の段

	三　国税局（その所掌事務を分掌する地方支分部局の長の属する職制上の段階を除く。）及び国税不服審判所の支部（沖縄県を管轄区域とするものを除く。）	十　国税局の属する職制上の段階	十一　国税局の部長の属する職制上の段階	十二　前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	四　沖縄国税事務所（その所掌事務を分掌する事務所の長
	階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	局長	部長	この項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	十三　沖縄国税事務所

	地方支分部局を除く。）及び国税不服審判所の支部（沖縄県を管轄区域とするものに限る。）		五　税務署		
	職制上の段階	前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	十五　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	
		職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	五　税務署		

	四　国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査又は審理に関する事務をつかさどる官職の職務		
	国税不服審判所		
	一　国税不服審判所の長の属する職制上の段階	二　国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第一条第一項の規定に基づき次長に充てられた国税審判官の属する職制上の段階	三　前二号に掲げる項第三欄の段階より下位の号の職制上の内閣官房令で定める職段階として内閣官房令で定めるもの
な官職	所長	次長	

五　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	一　行政機関（次号に掲げる部局又は機関等を除く。）	二　施設等機関、科学警察研究所及び国土地理院	六　研修又は教育に関する事務をつかさどる官職の職務
一　内閣官房令で定める職制上の段階	二　内閣官房令で定める職制上の段階		一　施設等機関、警察大学校
この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職		一　内閣官房令で定める職制上の段階

かさどる官職の職務（十三の項及び十四の項に掲げる職務を除く。）	及び科学警察研究所		七　医療業務をつかさどる官職の職務（八の項から十を除く。）
定める職制上の段階	二　皇宮警察学校及び管区警察学校	一　行政機関（矯正収容施設を除く。）	一　内閣官房令で定める職制上の段階
三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階		この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職

一の項までに掲げる職務を除く。）			
	二　矯正収容施設		
制上の段階	二　矯正収容施設の長の属する職制上の段階	三　前号に掲げる項第三欄の職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	
号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	所長		この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職

八　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	行政機関	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
九　栄養管理に関する事務をつかさどる官職の職務	行政機関	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
十　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、	行政機関	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（八の項及び九の項に掲げる職務を除く。）			
十一　保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務	行政機関	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
十二　障害者支援施設、児童福祉施設等の入所者等の指導、保育、介護、判定又は援助に関する事務をつかさどる官職の職務	医療更生施設	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
十三　視覚障害者に対するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師となるのに必要な知識又は技能等の指導に関する事務をつかさどる官職の職務	医療更生施設	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
十四　保健師養成所、助産師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する養成若しくは研修に関する事務をつかさどる官職の職務	一　厚生労働省医政局	一　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
十五　機器の運転操作、庁舎の監視船その他の庁務、船舶（用途、航行する海域及び大きさを勘案し、内閣官房令で定めるものに限る。）の航行その他の内閣官房令で定める事務をつかさどる官職の職務	二　医療更生施設	二　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	行政機関及び船舶	内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職

	十六　船舶に乗り組んで行うことが必要な事務をつかさどる官職の職務（二の項及び十五の項に掲げる職務を除く。）	船舶	内閣官房この令で定める職制上三欄の内閣官房令で定める段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	十七　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の職務	行政機関	内閣官房この令で定める職制上三欄の内閣官房令で定める段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	十八　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十七条第一項に規定する審査官の行う事務をつかさどる官職の職務	特許庁	内閣官房この令で定める職制上三欄の内閣官房令で定める段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	十九　特許法第百三十六条第一項に規定する審判官の行う事務をつかさどる官職の職務	特許庁	内閣官房この令で定める職制上三欄の内閣官房令で定める段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二十　仮釈放、仮出場、仮退院若しくは少年院からの退院の許可、仮釈放若しくは仮退院の取消し、少年院への戻し収容の申請、不定期刑の終了の処分若しくは保護観察の仮解除若しくは仮解除の取消しに関する事務、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護若しくは犯罪の予防に関する事務又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の生活環境の調査、退院後の生活環境の調整、精神保健観察の実施若しくは処遇の実施計画に関する関係機関相互間の連携の確保に関する事務	地方更生保護委員会	一　内閣この官房令で定める職制上三欄の内閣官房令で定める段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
二　保護観察所	二十一　検疫官の行う事務又は食品衛生監視員の行う事務をつかさどる官職の職務	一　検疫所（支所の長の属する職制上の段階を除く。）	一　検疫所の長の属する職制上の段階
二　内閣この官房令で定める職制上の段階	三　内閣この官房令で定める職制上の段階	二　検疫所の支所	三　検疫所の出張所
二　前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣官房令で定める職制上の段階	三　内閣この官房令で定める職制上の段階	四　内閣この官房令で定める職制上の段階	五　内閣この官房令で定める職制上の段階

二十二　植物防疫官の行う事務をつかさどる官職の職務			
一　植物防疫所（支所又は出張防疫所を除く。）及び那覇植物防疫所長の属する職	四　地方厚生局	五　内閣官房令で定める職制上の段階	第三欄この項第四号の内閣官房令で定める職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職
	第五号の内閣官房令で定める職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職		

事務所（出張所を除く。）の段階	二　前号に掲げる項第三欄の職制上の段階より第二下位の職制上の段階内閣官房令で定める職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	三　内閣官房令で定める職制上の段階	二　植物防疫所の支所（出張所を除く。）
	この項第三欄の職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職		

二十三　家畜防疫官の行う事務をつかさどる官職の職務			
三　植物防疫所及び那覇植物防疫事務所の出張所	四　内閣官房令で定める職制上の段階	一　動物検疫所（支所又は出張所を除く。）の属する職制上の段階	二　前号に掲げる項第三欄の職制上の段階より第二下位の職制上の段階内閣官房令で定めるもの
この項第三欄の職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職		一　動物検疫所長	

二　動物検疫所の支所（出張所を除く。）	三　内閣官房令で定める職制上の段階	三　動物検疫所の出張所	四　内閣官房令で定める職制上の段階
この項第三欄の職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職		この項第四欄の職制上の段階の制上に応じ、内閣官房令で定める職の標準的な官職	

二十四　自動車登録官の行う事務又は自動車検査官の行う事務をつかさどる官職の職務	一　運輸監理部及び運輸支局（事務所を除く。）	一　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二　沖縄総合事務局の事務所及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所	二　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
二十五　船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務	一　国土交通省海事局	一　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二　沖縄総合事務局及び地方運輸局（次号から第五号までに掲げる地方支分部局を除く。）	二　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	三　運輸監理部（次号及び第五号に掲げる地方支分部局を除く。）	三　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	四　運輸支局（次号に掲げる地方支分部局を除く。）	四　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	五　地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所	五　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第五号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
二十六　耐空証明、耐空検査員の認定、型式証明、修理改造検査、予備品証明、事業場の認定、業務規程の認可若しくは整備規程の認可に関する事務、航空従事者技能証明、航空従事者の養成施設において技能の審査に従事する者の認定、航空英語能力証明、本邦航空運送事業者において英語能力の判定に従事する者の認定、計器飛行証明、操縦教育証明、運航管理者技能検定若しくは運航管理者の養成施設において技能の審査に従事する者の認定に係る試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務、機長の認定若しくは査察操縦士（航空法（昭和二十七年法	一　国土交通省航空局	一　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二　地方航空局	二　内閣官房令で定める職制上の段階	この項第三欄第二号の内閣官房令で定める職

律第二百三十一号）第七十二条第九項の指名を受けた者をいう。）の指名に関する事務又は航空運送事業若しくは航空機使用事業若しくは航空機の航行の安全の確保に係る外国航空機の監督に関する事務をつかさどる官職の職務	二十七　国土交通省航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用又は整備に関する事務をつかさどる官職の職務	国土交通省航空局	内閣官房令で定める職制上の段階	制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二十八　航空交通管制に関する事務をつかさどる官職の職務	一　国土交通省航空局	一　内閣官房令で定める職制上の段階	この政令で定める職制上の段階

	二　航空交通管制部	二　内閣官房令で定める職制上の段階	この政令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	三　地方航空局の事務所	三　内閣官房令で定める職制上の段階	この政令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職	応じ、内閣官房令で定める標準的な官職
	二十九　航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因を究明するための調査に関する事務又は事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務をつかさどる官職の職務	運輸安全委員会	内閣官房令で定める職制上の段階	房令で定める標準的な官職
	三十　国際平和協力業務の実施に関する事務又は国際平和協力隊の要領の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定若しくは分析若しくは派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関	国際平和協力本部に置かれる国際平和協力隊	内閣官房令で定める職制上の段階	この政令で定める職制上の段階に応じ、内閣官房令で定める標準的な官職

する事務をつかさどる官職の職務	附　則　抄 （施行期日） 第一条　この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。 附　則（平成二一年一二月二八日政令第三一〇号）抄 （施行期日） 第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。 附　則（平成二二年五月一九日政令第一三九号）抄 （施行期日） 第一条　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。 附　則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄 （施行期日） 第一条　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。 附　則（平成二四年一二月一二日政令第二九七号）抄 （施行期日） 1　この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。 附　則（平成二五年九月二六日政令第二八一号）抄 （施行期日） 第一条　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。 附　則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄 （施行期日） 第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。 （処分等の効力） 第四条　この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定がある	な官職

ものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

（命令の効力）

第五条　この政令の施行の際現に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

附　則（平成二六年一二月一九日政令第四〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から施行する。

附　則（平成二七年三月二五日政令第九三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附　則（平成三一年三月二九日政令第八一号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和三年七月二日政令第一九五号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附　則（令和三年一二月二四日政令第三四一号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。